

「コムストックローン約款」【コムストックローン・E*トレード】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 16 年 6 月 28 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p> 当社の指定する当社の銀行口座へ振り込む方法。</p> <p> 評価対象担保を売却して当該売却代金(証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。)を返済に充当(以下「売却返済」といいます。)する方法。</p> <p> <u>証券会社の預り金(以下単に「預り金」といいます。)を返済に充当(以下「預り金返済」といいます。)する方法。</u></p> <p> <u>その他当社が特に認めた方法。</u></p> <p> の方法については当社が返済のための振込みである旨を確認できた日、<u>から</u> <u>までの方法については当社に入金された日をもって、返済日とします。</u></p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様が評価対象担保を売却した場合、当社はお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された評価対象担保を証券会社へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額を証券会社から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(5) <u>第 3 号 に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、当社はお客様から委任を受け、証券会社に金銭の引出しを請求し、お客様に代わって、当該金額を証券会社から受け取り、返済に充当します。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p> 当社の指定する当社の銀行口座へ振り込む方法。</p> <p> 評価対象担保を売却して当該売却代金(証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。)を返済に充当(以下「売却返済」といいます。)する方法。</p> <p> (新設)</p> <p> <u>その他当社が特に認めた方法。</u></p> <p> の方法については当社が返済のための振込みである旨を確認できた日、<u>の方法については売却代金が入金された日、</u>の方法については当社に入金された日をもって、返済日とします。</p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様が評価対象担保を売却した場合、当社はお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された評価対象担保を証券会社へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額(お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額)を証券会社から受け取り、返済に充当します。</p> <p> (新設)</p>

新	旧
<p>(6) <u>前2号に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</u> この取扱いについては、当社の合意がなければ解除または変更しないこと。 お客様は、お客様の証券会社に対する売却代金引渡請求権<u>または預り金返還請求権</u>を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。 お客様は、当社が指定する返済必要額<u>または預り金返済にかかる金額</u>を直接、証券会社から受領しないこと。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条(担保不足)</p> <p>1 担保不足(評価対象担保の時価額に70%を乗じた額が融資残高以下となる場合をいいます。)となった場合には、当社からの請求により、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れまたは融資金の一部を返済していただきます。</p> <p>2 <u>お客様は、前項の担保不足の場合において、当社の証券会社への指示により当社が債権保全上必要と認める範囲内において、証券会社からの金銭の引出し(預り金の出金)が停止されることに同意するものとします。</u></p> <p>第5条(追加担保等)</p> <p>1 担保有価証券に事故が生じたとき、前条第1項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について当社が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条(月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の1日(休日の場合はその翌営業日)に当社からお客様に<u>交付</u>します。</p> <p>2 <u>前項の月次報告書の交付は、電子情報処理組織を使用する方法によるものとします。ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書面を郵送する方法によるものとします。</u></p>	<p>(5) <u>前号に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</u> この取扱いについては、当社の合意がなければ解除または変更しないこと。 お客様は、お客様の証券会社に対する売却代金引渡請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。 お客様は、当社が指定する返済必要額(<u>お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額</u>)を直接、証券会社から受領しないこと。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条(担保不足)</p> <p>担保不足(評価対象担保の時価額に70%を乗じた額が融資残高以下となる場合をいいます。)となった場合には、当社からの請求により、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れまたは融資金の一部を返済していただきます。 (新設)</p> <p>第5条(追加担保等)</p> <p>1 担保有価証券に事故が生じたとき、前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について当社が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条(月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の1日(休日の場合はその翌営業日)に当社からお客様に<u>通知</u>します。 (新設)</p>

新	旧
<p>3 お客様は、<u>第1項</u>の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに当社に対して連絡していただきます。</p> <p>4 第1項の月次報告書の<u>交付</u>後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、当社は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第8条～第16条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成16年6月</p>	<p>2 お客様は、<u>前項</u>の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに当社に対して連絡していただきます。</p> <p>3 第1項の月次報告書の<u>発送</u>後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、当社は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第8条～第16条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成15年7月</p>